

5 選挙運動について

1 選挙運動とは

特定の選挙につき、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるため直接又は間接に選挙人に働きかける一切の行為をいいます。

2 選挙運動の期間

選挙運動は、立候補の届出のあった日からその選挙の期日の前日まででなければ、することができませんので、立候補の届出前に選挙運動を行うと事前運動となり、法第 129 条の違反となります。ただし、立候補準備行為や選挙運動準備行為は（選挙運動と区別され）行うことができますが、一步誤ると選挙運動違反に問われる場合もありますので注意してください。

なお、選挙運動を開始できるのは、立候補届出のあった日からですが、厳密にいうと、立候補の届出が選挙長に受理されてからになりますので、例えば選挙事務所の看板などは、立候補届出が受理されるまでは、布等でおおいをしておくことが必要になります。

(1) 投票日当日でもできる選挙運動

ア 投票所を設けた場所の入口から 300 メートル（直線距離）以外の区域に選挙事務所を設置又は設置しておくこと。

イ その選挙事務所を表示するためのポスター、立札及び看板の類を通じて 3 以内並びにちょうちんの類 1 を掲示すること。

ウ 選挙運動期間中適法に掲示された選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。

エ 選挙運動期間中適法にウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画をそのままにしておくこと。

(2) 選挙期日後の挨拶行為の制限

選挙期日後（（無投票当選）により投票を行わないこととなったときは、告示の日後）、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶をする目的をもって、当選祝賀会等を開催したり当選人の氏名等を言い歩いたりする行為は、禁止されています。

なお、インターネット等を利用する方法により、当選又は落選に関する挨拶を行うことは可能であり、例えば、選挙期日後、自身のホームページ等において当選又は落選に関する挨拶を記載することや、電子メールを利用して当選又は落選に関する挨拶をすることが可能です。

3 選挙事務所

選挙事務所とは、選挙運動に関する事務を取り扱う場所的設備をいいます。

(1) 選挙事務所の設置者

ア 本人届出の場合 候補者

イ 推薦届出の場合 候補者又は推薦届出者（推薦届出者が設置する場合には、候補者の承諾書及び推薦届出者が数人あるときは、その代表者である旨の証明書を添付してください。）

(2) 選挙事務所の数 候補者 1 人につき、1 箇所

なお、選挙事務所を設置したときは、直ちにその旨を選挙管理委員会に届出なければなりません。異動があった場合も同様です。

4 休憩所等の禁止

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のため設けることができません。

5 特定行為による選挙運動の方法と制限

- (1) 戸別訪問の禁止
- (2) 署名運動の禁止
- (3) 人気投票の公表の禁止
- (4) 飲食物の提供の禁止

何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても、原則として禁止されています。

ただし、次のものは除きます。

ア 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子

イ 選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に提供する弁当

候補者 1 人につき、45 食（15 人分）に選挙期日の告示の日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た数の範囲内。

ただし、弁当料は、1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円の範囲内となります。

なお、労務者に対して弁当を提供した場合、労務者に支給すべき報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いた額となります。

- (5) 氣勢を張る行為の禁止
- (6) 連呼行為の禁止

何人も、選挙運動のため連呼行為をすることはできません。ただし、演説会場及び街頭演説又は演説の場所並びに午前 8 時から午後 8 時までの間に限り、選挙運動用自動車の上においてする場合は、一定の制限のもとで認められています。なお、学校及び病院等の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

- (7) 自動車及び拡声機使用等の制限

主として選挙運動のために使用する自動車及び拡声機は、候補者 1 人について、次に掲げるもののほかは使用できません。

ア 選挙運動用自動車

㊦ 使用できる数 候補者 1 人につき 1 台

㊧ 自動車の種類

市長及び市議会議員選挙の場合

(a) 乗車定員 10 人以下の乗用自動車で次の (b) 又は (c) に該当しないもの

ただし、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及びに上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除きます（二輪自動車は、この限りではありません。）。

(b) 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車

ただし、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの並びに上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除きます（二輪自動車は、この限りではありません。）。

(c) 四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの（例えば幌付ジープ）

ただし、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものを除きます。

㉞ 自動車の表示

選挙運動のために使用する自動車には、その前面等外部から見やすい箇所に「**選挙運動用自動車（船舶）表示板**」をその使用中、常時掲示しなければなりません。

㉟ 自動車の乗車制限

選挙運動のために使用する自動車に乗車する者は、候補者及び運転手（自動車1台につき1人に限る。）を除き4人（「**乗車船章（腕章）**」を着けなければなりません。）を超えてはなりません。

㊱ 車上の選挙運動の禁止

何人も選挙運動用自動車の上において選挙運動をすることはできません。ただし、停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすること及び自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすることに限り認められています。

イ 拡声機の使用及び表示

㊲ 使用できる数

候補者1人につき1そろいに限られています。ただし、個人演説会又は演説の開催中、その会場において別に1そろい使用できます。

㊳ 拡声機の表示

選挙運動のために拡声機を使用する場合は、マイクロフォンの下部又はこれに準ずる箇所に「**選挙運動用拡声機表示板**」をその使用中、常時掲示しなければなりません。

6 文書図画による選挙運動

(1) 文書図画の頒布の制限

選挙運動のために頒布できる文書図画は、選挙運動用通常葉書及び選挙運動用ビラになります。各選挙の候補者1人についてそれぞれ使用できる枚数は、次のとおりです。

	通常葉書	選挙運動用ビラ
市長の選挙	8,000 枚	16,000 枚
市議会議員の選挙	2,000 枚	4,000 枚

(2) 文書図画の掲示の制限

選挙運動のために使用する文書図画は、次に掲げるもののほかは掲示することができません。なお、選挙運動のためアドバルーン、ネオンサイン、電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（屋内の演説会場におけるものを除く）を掲示する行為は、禁止行為に該当するものとみなされます。

ア 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（ポスター、立札及び看板の類は、通じて3を超えることができず、また、ちょうちんは1個に限られます。）

イ 選挙運動のために使用される自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（ちょうちんは1個に限られます。）

ウ 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

エ 個人演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（ポスター、立札及び看板の類は、会場外に掲示するものは通じて2を超えることができず、また、ちょうちんは会場内か会場外のいずれか1個に限られます。）及び屋内の会場内での映写類の利用

規格については、アに掲げるポスター、立札及び看板の類は、縦 350 センチメートル、横 100 センチメートル、イ、エに掲げるポスター、立札及び看板の類は、縦 273 センチメートル、横 73 センチメートルを超えることはできません。また、ちょうちは、高さ 85 センチメートル、直径 45 センチメートルを超えることはできません。

オ 選挙運動用ポスター

候補者は、選挙運動用ポスターを市町村の選挙管理委員会が設置したポスター掲示場ごとにそれぞれ 1 枚掲示することができます。

㊦ポスターの規格

長さ 42 センチメートル、幅 30 センチメートルを超えることはできません。

㊧ポスターの記載事項

記載内容は原則として自由ですが、掲示責任者と印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人の場合はその名称及び所在地）は、必ず記載しなければなりません。

㊨ポスターの掲示箇所

選挙運動用ポスターは、候補者の立候補届出の受付（受理）番号と同じ区画番号のところに掲示することになっていますので、誤りのないように関係者に周知徹底してください。

この場合、使用できる枚数は、ポスター掲示場の数だけということになりますが、選挙運動期間中はポスターを貼り替えることもできますので、貼り替える場合も勘案して印刷する枚数を検討してください。

なお、ポスター掲示場の設置数、設置場所は、選挙管理委員会に確認してください。

カ 新聞広告

候補者は、選挙運動の期間中 2 回新聞広告ができます。（ただし、費用は候補者の負担となります。）広告を掲載しようとする場合は、「**新聞広告掲載証明書**」を新聞社等に提出して申し込みます。2 回の広告は、2 つの新聞に 1 回ずつ広告しても 1 つの新聞に 2 回広告しても差し支えありません。

なお、掲載する新聞は任意であり、寸法は横 9.6 センチメートル、縦 2 段組以内で記事下に限られ、色刷りは認められません。

また、広告に掲載する候補者の氏名は、通称の認定を受けた場合には、その通称を使用することになります。

7 インターネット等を利用する方法による選挙運動

インターネット等による情報伝達は文書図画の頒布に該当するため、従前の公職選挙法では選挙運動のために利用することは禁止されていましたが、平成 25 年 4 月の法改正により、これらのうち、一定のものが行えるようになりました。

(1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動

何人も、ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動を行うことができます。

ア ウェブサイト等を利用する方法とは

ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。

（ウェブサイト等を利用する方法の例）

- ・ホームページ・ブログ・SNS（ツイッター、フェイスブック等）

- ・動画共有サービス（You Tube、ニコニコ動画等）
- ・動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等）

イ 表示義務

選挙運動用ウェブサイト等には、その者に直接連絡が取れるよう電子メールアドレス等の表示が義務付けられています。

ウ 選挙日当日の取扱い

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができますが、選挙期日当日に更新することはできません。

(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動

ア 利用主体の制限

電子メールを利用する方法（SMTP方式または電話番号方式）による選挙運動用文書図画は、地方選挙の場合、候補者又は確認団体に限って頒布できます。

なお、フェイスブックやLINE等のメッセージ機能は、「電子メール」ではなく「ウェブサイト等」に該当するため、一般有権者も利用可能となっています。

イ 送信先の制限

選挙運動用電子メールは、次の送信対象者及び電子メール宛に限り送信できます。

- ㊦ あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る）について、選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
- ㊧ 政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行しているメールマガジン等）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつその後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く）で、あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の通知を受け拒否しなかった者について、政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

ウ 記録保存義務

選挙運動用電子メールの送信者は、次のとおり一定の記録の保存が義務付けられています。

- ㊦ 前項㊦の者に対し送信する場合
 - a 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メールの送信者に対し自ら通知したこと
 - b 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと
- ㊧ 前項㊧の者に対し送信する場合
 - a 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メールの送信者に対し自ら通知したこと
 - b 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること
 - c 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

エ 表示義務

選挙運動用電子メールの送信者は、送信される文書図画に次の事項を正しく表示しなければなりません。

- ㊦ 選挙運動用電子メールである旨
- ㊧ 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称
- ㊷ 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨

㊤ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

(3) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告については禁止されています。ただし、地方選挙では確認団体は選挙運動期間中、当該確認団体の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます。

(4) インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為

選挙期日後に当選又は落選に関して選人に挨拶をする目的をもって、インターネット等を利用する方法により文書図画の頒布を行うことができます。

例えば、選挙期日後、自分のホームページ等において当選又は落選に関する挨拶を記載することや、電子メールを利用して当選又は落選に関する挨拶をすることが可能です。

(5) 屋内の演説会場における映写

屋内の演説会場において選挙運動のために映写等を行うことができます。

また、屋内の演説会場内におけるポスター、立札及び看板の類についての規格制限はなくなりました。

(6) その他

インターネット等を利用した選挙運動についても、その他の方法によるものと同様、立候補届出前の選挙運動や、18歳未満の者による選挙運動は禁止されています。

8 言論による選挙運動

(1) 選挙運動放送の制限

何人も、放送設備（広告放送設備、有線電気通信設備等）を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができません。

(2) 個人演説会

候補者は、公営施設（学校、公民館等）又は公営施設以外の施設を使用して個人演説会を開催することができます（開催回数に制限はありません）。

公営施設を利用して個人演説会を開催する場合は、「公営施設使用個人演説会開催申出書」を開催期日前2日までに選挙管理委員会に提出しなければなりません。この場合の費用は、各施設ごとに1回は無料で、2回以後は、候補者の負担となります。

公営施設以外の施設を使用する場合には、その施設の管理者と交渉してその承諾を得ればよく、「申出書」の提出は必要ありません。

(3) 街頭演説

ア 街頭演説は、演説者がその場所にとどまり、「街頭演説用標旗」を掲げる場合でなければ、行うことができません。

イ 街頭演説は、午後8時から翌日午前8時までの間は、行うことができません。

ウ 街頭演説の場所において選挙運動に従事することのできる者の数は、候補者1人につき運転手（選挙運動用自動車1台につき1人）を除き15人を超えてはならず、これらの者は、「運動員用腕章」又は「乗車船章（腕章）」のいずれかを着けていなければなりません。

(4) 言論による自由な選挙運動

ア 幕間演説

映画、演劇等の幕間、青年団、婦人会等の集会、会社、工場の休憩時間にそこに集まっている

者を対象にして、候補者、選挙運動員又は第三者が選挙運動のための演説をすることをいいますが、わざわざ選挙運動のために聴衆を集めてする演説会とも異なり、また、街頭演説ともならないので、自由に行えることとされています。ただし、幕間演説が自由だからといっても、あらかじめ周知して聴衆を集めてもらっておいて、そこに出向いて選挙運動のための演説をする場合は、幕間演説ではなく、個人演説会とみなされますので注意が必要です。

イ 個々面接

デパート、電車、バスの中あるいは道路等でたまたま知人等に会ったときに、その機会を利用して、選挙運動をすることをいいますが、法律上禁止されていないので、自由に行えることとされています。

ウ 電話による選挙運動

法律上禁止されていないので、自由に行えます。

なお、候補者、総括主宰者、出納責任者等選挙運動の重要な地位を占める人たちから、計画的に電話による選挙運動を指令されたような場合は、電話料金等の費用は選挙運動費用に算入しなければなりませんので、注意してください。